【表紙】

【提出書類】 訂正報告書

【根拠条文】 法第27条の25第4項

【提出先】 中国財務局長

【氏名又は名称】 公益財団法人大下財団 代表理事 大下俊明

【住所又は本店所在地】 広島県広島市安佐南区祇園1-12-13

【報告義務発生日】 該当事項なし

【提出日】 平成26年12月26日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】該当事項なし【提出形態】該当事項なし

【変更報告書提出事由】 該当事項なし

### 【発行者に関する事項】

発行者の名称	フマキラー株式会社
証券コード	4998
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

# 【提出者に関する事項】

#### 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(公益財団法人)
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
事務上の連絡先及び担当者名	藤岡 晃
電話番号	0829-55-2112

### 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年11月20日
訂正箇所	1 . 第2 [提出者に関する事項] 1 [提出者(大量保有者)/1] (1) [提出者の概要] [提出者(大量保有者)] の訂正
	2 . 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項又は第 8条第2項に規程する「取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者の名称」を記載する書面(非縦覧)の記載内容に誤りがあった為、これを訂正します。

### (訂正前)

### 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	公益財団法人
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

EDINET提出書類 公益財団法人大下財団(E30995) 訂正報告書(大量保有報告書・変更報告書)

# (訂正後)

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(公益財団法人)
氏名又は名称	公益財団法人大下財団 代表理事大下俊明
住所又は本店所在地	広島県広島市安佐南区祇園1-12-13
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	